

愛媛県・深浦郵便局元局長による郵便局資金横領などの処分状況

愛媛県・深浦郵便局（愛媛県南宇和郡愛南町深浦257-2）で発生した郵便局資金横領などの事案について、社内調査結果については2021年7月21日に報告いたしました。社内調査において本件資金横領には関わっていないものの、業務上の手続違反があった関係者および各責任者に対し、就業規則に基づく人事処分などを実施したことから、下記のとおり報告いたします。

社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする弊社として、このような事件が発生しましたことについて、深くお詫び申し上げます。

今回の事態を真摯に受け止め、社員指導を徹底してまいります。

記

1 業務上の手続違反に関する処分

【郵便局】

役 職	量定	人数
勤務	減給	1人
	戒告	1人

※ 深浦郵便局の元局長については、既に死亡していることから懲戒処分は行っておりません。

2 管理・監督に関する処分など

【郵便局】

(1) 地区連絡会内の郵便局長

役 職	量定	人数
局長	戒告	1人

※ 深浦郵便局元局長の素行に係る報告不十分としての処分。

(2) 地区連絡会・部会の責任者（地区統括局長・部会長）

役 職	量定	人数
局長	戒告	1人
	訓戒	1人

※ 地区内の防犯・コンプライアンスに係る指導不十分としての処分。

【支社】

役 職	量定	人数
支社長	戒告	1人
総務・人事部長、 金融業務部長	戒告	2人

【本社】

役 職	内容
常務執行役員 (金融業務部担当)	報酬月額 30%×1 か月の報酬減額

以 上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 四国支社

経営管理本部 経営管理部（広報担当）

電話：089-936-5113